

公益社団法人 大阪府理学療法士会 選挙規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人大阪府理学療法士会（以下、「府士会」とする）定款細則VIに基づき、役員（理事、監事）の候補者、代議員の選出に関する事項を定めたものである。

第2章 選挙管理委員会

(選挙管理委員会)

第2条 定款細則VIにより選挙を行うために選挙管理委員会を置く。

- 2 選挙管理委員会は、当該選挙に伴う一切の責任を負う。
- 3 選挙管理委員は、正会員の中から総会で選任する。
- 4 選挙管理委員会は、5名以内の委員をもって構成し、うち委員長を1名置く。
- 5 選挙管理委員長は、選挙管理委員による互選により選定する。
- 6 選挙管理委員長は、選挙管理委員会を統括する。
- 7 選挙管理委員が選挙の候補者となったときは、その資格を喪失する。

(任期)

第3条 選挙管理委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 選挙管理委員に欠員が生じたときは、直近の総会で選任する。補充選任された選挙管理委員の任期は、他の選挙管理委員の任期の残存期間とする。

(職務)

第4条 選挙の実施に関する下記の項目については、選挙管理委員会が選挙実施要綱としてこれを定め、理事会の承認を得たのち、正会員あてにその内容を周知する。

- (1) 選挙人について
- (2) 選挙の告示について
- (3) 立候補の受付について
- (4) 立候補一覧、選挙方法について
- (5) 投票について
- (6) 開票について
- (7) その他、選挙の実施に関し必要な事項

第3章 選挙の告示及び選挙人・被選挙人

(選挙の告示と日程)

第5条 選挙管理委員会は選挙すべき府士会の代議員の定員又は役員候補者を告示し、立候補を受けつけ、以下を参考に日程を決定する。

- (1) 告示日は、投票締切日から7週（49日）以前の日とする。
- (2) 立候補受付開始日は、投票締切日から6週（42日）以前の日とする。
- (3) 立候補受付締切日は、投票締切日から5週（35日）以前の日正午とする。
- (4) 投票受付開始日および投票に要する情報の発送日は、投票締切日から2週（14日）以前の日とする。
- (5) 投票締切は、投票締切日の正午とする。

(選挙人)

第6条 代議員選挙の選挙人は代議員選挙の告示日の時点において会員として登録されている者とする。

- 2 役員候補者の選出に関する選挙（以下、「役員候補者選挙」という。）の選挙人は、役員候補者選挙の告示日の時点における代議員とする。
- 3 選挙人名簿は、選挙管理委員会が作成する。

(被選挙人)

第7条 代議員選挙及び役員候補者選挙の被選挙人は、当該選挙の告示日の時点において正会員として登録されている者とする。

- 2 立候補の届出は、選挙要綱にて定めた様式に従わなければならない。

第4章 代議員選挙

(定義)

第8条 この規定にいう代議員とは、定款5条第2項に定める社員をいう。

(代議員の選出)

第9条 代議員は、市区町村士会運営規程第11条に規定する支部（以下、「支部」という。）ごとに、正会員の中から選挙により選出する。

- 2 本会の代議員の総数は、定款第5条第2項に規定する基準に基づき、理事会で決定する。
- 3 代議員の総数は、代議員の選挙が行われる年の4月1日現在の正会員数を基準に算定するものとする。

- 4 支部ごとの代議員数は、前項の正会員総数に対する当該支部の正会員数の割合を基に、概ね正会員100名に対して1名の割合で算出した人数とする。

(投票方法)

第10条 代議員の選挙は、電子投票により行う。

- 2 投票の方法について必要な事項は、選挙管理委員会が別にこれを定める。

(選出の方法)

第11条 代議員の選出は、以下の各号による。

- (1) 投票は、定数内連記投票による。
- (2) 当選は、定数内で白票を除く有効投票の上位得票順とする。
- (3) 得票が同数の場合は、抽選により当選者を決める。抽選の方法については、選挙管理委員会が別に定める。
- (4) 候補者が定数または定数に満たない場合は、無投票当選とする。
- (5) 立候補者数が定員に満たないときは、支部単位で理事会が選任する。

(欠員の取扱い)

第12条 何らかの事由により代議員に欠員が生じたときには、定款5条7項に従う。

第5章 役員候補者選挙

(定義)

第13条 この規程にいう役員とは、定款12条1項に定めるものをいう。ただし、監事については選挙の対象を正会員より選ばれる監事2名とする。

(投票方法)

第14条 理事及び監事の役員候補者の選挙は、電子投票により行う。

- 2 投票の方法について必要な事項は、選挙管理委員会が別にこれを定める。

(理事候補者・監事候補者選出の方法)

第15条 理事及び監事候補者の選出は、以下の各号による。

- (1) 代議員による役員候補者選出投票を行い、当選者を役員候補者として総会に付議する。
- (2) 理事および監事の候補者選出投票は、投票は定数 連記方式（理事 3票、監事 2票のみ有効）とする。
- (3) それぞれの立候補者が定数又は定数に満たない場合は、無投票当選とし、

代議員による役員候補者選出投票を実施しない。

(4) 立候補者がそれぞれ定数に満たない場合は、理事会において理事及び監事候補者を推薦する。

(5) この他、選出について必要な事項は、選挙管理委員会が別に定める。

第16条 当選者が当選の日から任期開始後60日までの間の死亡、退会、もしくは正当な事由で辞任、または辞退のときには、当該選挙における次の得票者を繰り上げ当選とする。

第6章 開票・当選証書

(立会人)

第17条 開票に際しては、立会人3名を置かなければならない。

2 選挙管理委員長は投票締め切り後、立会人の立会いのもとに開票する。

(選挙結果の公表)

第18条 選挙結果については、選挙管理委員会が速やかに公表する。

(当選証書の発行)

第19条 選挙管理委員長は、速やかに当選証書を発行する。

第7章 雑則

(選挙広報・選挙活動)

第20条 選挙管理委員会は、候補者名、立候補趣旨、経歴等の広報について、府士会ホームページ、文書等により行う。

2 立候補者は、前項のほかは、公序良俗に反する運動等を行ってはならない。

3 選挙活動について必要な事項は、選挙管理委員会が別にこれを定める。

(選挙違反)

第21条 選挙管理委員会は、前条第2項3項に抵触すると思われる運動等を確認したときは、当該候補者又は候補者全員に対して下記の処分を行う。

(1) 厳重注意

(2) 戒告

(3) 選挙権・被選挙権取消し

(改廃)

第 22 条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 23 年 2 月 13 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日一部改正により施行する。

この規程は、平成 26 年 10 月 14 日一部改正により施行する

この規程は、平成 30 年 7 月 11 日より施行する。